

教育委員会 訓令番号	教育委員会訓令名	公布年月日
教育委員会訓令 第 2 号	さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令	令和2年12月25日

さいたま市教育委員会訓令第2号

さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令

さいたま市教職員服務規程（平成13年さいたま市年教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(赴任)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 教職員が赴任したときは、着任届により、速やかに、校長にあつては市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に、その他の教職員にあつては校長にそれぞれ届け出なければならない。</p> <p>3 やむを得ない事情のため、第1項に規定する期間内に赴任できない場合は、赴任延期願により、校長にあつては教育長に、その他の教職員にあつては校長に、それぞれ願い出てその承認を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">(出勤)</p> <p>第7条 教職員は、校長の定める執務開始時刻までに出勤し、直ちに出勤簿に自ら押印しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(職務の専念)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 教職員は、さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成13年さいたま市条例第28号）に基づき、職務に専念する義務の免除について承認を受けようとするときは、職務専念義務免除願により教育長に願い出なければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(赴任)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 教職員が赴任したときは、着任届<u>（様式第1号）</u>により、速やかに、校長にあつては市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に、その他の教職員にあつては校長にそれぞれ届け出なければならない。</p> <p>3 やむを得ない事情のため、第1項に規定する期間内に赴任できない場合は、赴任延期願<u>（様式第2号）</u>により、校長にあつては教育長に、その他の教職員にあつては校長に、それぞれ願い出てその承認を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">(出勤)</p> <p>第7条 教職員は、校長の定める執務開始時刻までに出勤し、直ちに<u>所定の</u>出勤簿に自ら押印しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>出勤簿の様式は、市教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(職務の専念)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 教職員は、さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成13年さいたま市条例第28号）に基づき、職務に専念する義務の免除について承認を受けようとするときは、職務専念義務免除願<u>（様式第3号）</u>により教育長に願い出なければならない。</p>

(休暇)

第10条 教職員が、さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第15条に規定する年次有給休暇又はさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第9号。以下「勤務時間等規則」という。）第24条第1項第3号本文に規定する休暇（以下「産前産後の休暇」という。）を受けようとするときは、年次有給休暇については年次有給休暇届簿、産前産後の休暇については特別休暇簿により、校長（校長の引き続き3日以上の子年次有給休暇又は産前産後の休暇にあつては教育長）に届け出なければならない。

2 教職員が、条例第16条に規定する病気休暇を受けようとするときは、病気休暇簿により、校長にあつては教育長に、その他の教職員にあつては校長に、それぞれ願い出なければならない。

3 [略]

4 教職員が、病気休暇を終えて職務に復帰するとき（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。）は、あらかじめ、医師の証明書その他の職務復帰に支障がない旨を明らかにする証明書類を添えて、出勤届により、校長にあつては教育長に、その他の教職員にあつては校長に、それぞれ届け出なければならない。

(1)・(2) [略]

5～7 [略]

8 教職員が、勤務時間等規則第24条第1項第20号に規定する休暇を受けようとするときは、第6項の規定による願い出の際、ボランティア活動計画書を添えなければならない。

9 教職員が、勤務時間等規則第24条第1項第22号に規定する休暇を受けようとするときは、第6項の規定による願い出の際、要介護者の状態等申出書を添えなければならない。

10 教職員が、条例第18条に規定する介護休暇を受けようとするときは、介護休暇簿により、校長にあつては教育長に、その他の教職員にあつては校長に、それぞれ願い出なければならない。

11 教職員が、条例第19条に規定する介護時間を受けようとするときは、介護時間簿により、校長にあつては教育長に、その他の教職員にあつては校長に、それぞれ願い出なければならない。

(休暇)

第10条 教職員が、さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第15条に規定する年次有給休暇又はさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第9号。以下「勤務時間等規則」という。）第24条第1項第3号本文に規定する休暇（以下「産前産後の休暇」という。）を受けようとするときは、年次有給休暇については年次有給休暇届簿（様式第4号）、産前産後の休暇については特別休暇簿（様式第5号）により、校長（校長の引き続き3日以上の子年次有給休暇又は産前産後の休暇にあつては教育長）に届け出なければならない。

2 教職員が、条例第16条に規定する病気休暇を受けようとするときは、病気休暇簿（様式第6号）により、校長にあつては教育長に、その他の教職員にあつては校長に、それぞれ願い出なければならない。

3 [略]

4 教職員が、病気休暇を終えて職務に復帰するとき（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。）は、あらかじめ、医師の証明書その他の職務復帰に支障がない旨を明らかにする証明書類を添えて、出勤届（様式第7号）により、校長にあつては教育長に、その他の教職員にあつては校長に、それぞれ届け出なければならない。

(1)・(2) [略]

5～7 [略]

8 教職員が、勤務時間等規則第24条第1項第20号に規定する休暇を受けようとするときは、第6項の規定による願い出の際、ボランティア活動計画書（様式第8号）を添えなければならない。

9 教職員が、勤務時間等規則第24条第1項第22号に規定する休暇を受けようとするときは、第6項の規定による願い出の際、要介護者の状態等申出書（様式第9号）を添えなければならない。

10 教職員が、条例第18条に規定する介護休暇を受けようとするときは、介護休暇簿（様式第10号）により、校長にあつては教育長に、その他の教職員にあつては校長に、それぞれ願い出なければならない。

11 教職員が、条例第19条に規定する介護時間を受けようとするときは、介護時間簿（様式第11号）により、校長にあつては教育長に、その他の教職員にあつては校長に、それぞれ願い出なければならない。

1 2 教職員が、条例第20条に規定する組合休暇を受けようとするときは、組合休暇願により校長に願い出なければならない。

(欠勤)

第11条 教職員は、やむを得ない事由のため欠勤しようとするときは、欠勤届により、あらかじめ、校長にあっては教育長に、その他の教職員にあっては校長に、それぞれ届け出なければならない。

(休職)

第14条 教職員にあっては第1号に、教員にあっては第2号に該当する場合において、休職を願い出ようとするときは、休職願を委員会に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(復職)

第15条 教職員は、休職の事由がやんだときは、速やかに、復職願を委員会に提出しなければならない。

2 [略]

(育児休業等)

第17条 教職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第2項の規定により育児休業の承認を受けようとするときは原則として育児休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、育児休業法第3条第1項の規定により育児休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、原則として現に承認を受けている育児休業の期間の満了する日の1月前までに、育児休業承認請求書により委員会に請求しなければならない。

2 教職員は、育児休業法第10条第2項の規定により育児短時間勤務の承認を受けようとするとき又は育児休業法第11条第1項の規定により育児短時間勤務の期間の延長を受けようとするときは、さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成13年さいたま市条例第13号。以下「育児休業条例」という。）第13条の規定により育児短時間勤務承認請求書を委員会に提出しなければならない。

3 教職員は、育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、部分休業承認請求書により委員会に請求しなければ

1 2 教職員が、条例第20条に規定する組合休暇を受けようとするときは、組合休暇願（様式第12号）により校長に願い出なければならない。

(欠勤)

第11条 教職員は、やむを得ない事由のため欠勤しようとするときは、欠勤届（様式第13号）により、あらかじめ、校長にあっては教育長に、その他の教職員にあっては校長に、それぞれ届け出なければならない。

(休職)

第14条 教職員にあっては第1号に、教員にあっては第2号に該当する場合において、休職を願い出ようとするときは、休職願（様式第14号）を委員会に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(復職)

第15条 教職員は、休職の事由がやんだときは、速やかに、復職願（様式第15号）を委員会に提出しなければならない。

2 [略]

(育児休業等)

第17条 教職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第2項の規定により育児休業の承認を受けようとするときは原則として育児休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、育児休業法第3条第1項の規定により育児休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、原則として現に承認を受けている育児休業の期間の満了する日の1月前までに、育児休業承認請求書（様式第16号）により委員会に請求しなければならない。

2 教職員は、育児休業法第10条第2項の規定により育児短時間勤務の承認を受けようとするとき又は育児休業法第11条第1項の規定により育児短時間勤務の期間の延長を受けようとするときは、さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成13年さいたま市条例第13号。以下「育児休業条例」という。）第13条の規定により育児短時間勤務承認請求書（様式第17号）を委員会に提出しなければならない。

3 教職員は、育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、部分休業承認請求書（様式第18号）により委員会

ならない。

4 教職員は、育児休業条例第3条第4号の規定により再度の育児休業をしようとするときは、あらかじめ育児休業等計画書を育児休業承認請求書とともに委員会に提出しなければならない。

5・6 [略]

第18条 育児休業、育児短時間勤務又は部分休業（以下「育児休業等」という。）をしている教職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、育児休業等変更届により、遅滞なく委員会に届け出なければならない。

(1)～(5) [略]

（育児又は介護を行う教職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求）

第19条 教職員は、条例第10条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により深夜勤務の制限に関する請求をしようとするときは、当該請求をする一の期間（6月以内の期間に限る。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日を明らかにして、原則として深夜勤務制限開始日の1月前までに、深夜勤務・時間外勤務制限請求書により校長に請求しなければならない。

2 [略]

（育児又は介護の状況変更届）

第20条 前条第1項の請求をした教職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、育児又は介護の状況変更届により校長に届け出なければならない。

(1)～(5) [略]

2 [略]

（大学院修学休業）

第21条 主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師（常勤の者に限る。）は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第2項の規定により大学院修学休業の許可を受けようとするときは、大学院修学休業許可申請書により委員会に申請しなければならない。

（修学部分休業）

第22条 教員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項の規定により修学部分休業の承認の申請をしようとするときは、

に請求しなければならない。

4 教職員は、育児休業条例第3条第4号の規定により再度の育児休業をしようとするときは、あらかじめ育児休業等計画書（様式第19号）を育児休業承認請求書とともに委員会に提出しなければならない。

5・6 [略]

第18条 育児休業、育児短時間勤務又は部分休業（以下「育児休業等」という。）をしている教職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、育児休業等変更届（様式第20号）により、遅滞なく委員会に届け出なければならない。

(1)～(5) [略]

（育児又は介護を行う教職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求）

第19条 教職員は、条例第10条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により深夜勤務の制限に関する請求をしようとするときは、当該請求をする一の期間（6月以内の期間に限る。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日を明らかにして、原則として深夜勤務制限開始日の1月前までに、深夜勤務・時間外勤務制限請求書（様式第21号）により校長に請求しなければならない。

2 [略]

（育児又は介護の状況変更届）

第20条 前条第1項の請求をした教職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、育児又は介護の状況変更届（様式第22号）により校長に届け出なければならない。

(1)～(5) [略]

2 [略]

（大学院修学休業）

第21条 主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師（常勤の者に限る。）は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第2項の規定により大学院修学休業の許可を受けようとするときは、大学院修学休業許可申請書（様式第23号）により委員会に申請しなければならない。

（修学部分休業）

第22条 教員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項の規定により修学部分休業の承認の申請をしようとするときは、

原則として当該修学部分休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、修学部分休業承認申請書を委員会に提出しなければならない。

2 [略]

3 修学部分休業をしている教員は、当該修学部分休業に係る教育施設の課程を退学し、又は休学したときは、遅滞なく、修学状況変更届を委員会に提出しなければならない。

4 [略]

5 修学部分休業をしている教員は、現に承認を受けている修学部分休業の期間の一部について取消しを申請しようとするときは、あらかじめ修学部分休業取消申請書を委員会に提出しなければならない。

(自己啓発等休業)

第23条 教員は、さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例（平成29年さいたま市条例第19号。以下この条において「自己啓発等休業条例」という。）第3条の規定により自己啓発等休業の承認の申請をしようとするときは、原則として当該自己啓発等休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、自己啓発等休業承認申請書を確認書とともに委員会に提出しなければならない。

2・3 [略]

4 教員は、自己啓発等休業条例第10条第1項の規定により大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について報告しようとするときは、自己啓発等休業状況報告書を委員会に提出しなければならない。

5 [略]

(配偶者同行休業)

第24条 教職員は、さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第4号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第2条及び第5条の規定により配偶者同行休業の承認の申請をしようとするときは、原則として配偶者同行休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、配偶者同行休業承認申請書を確認書とともに委員会に提出しなければならない。

2 [略]

3 教職員は、配偶者同行休業条例第8条第1項の規定により、配偶者同行休業に係る状況について報告しようとするときは、配偶者同行休業状況報告書を委員会に提出しなければならない。

原則として当該修学部分休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、修学部分休業承認申請書（様式第24号）を委員会に提出しなければならない。

2 [略]

3 修学部分休業をしている教員は、当該修学部分休業に係る教育施設の課程を退学し、又は休学したときは、遅滞なく、修学状況変更届（様式第25号）を委員会に提出しなければならない。

4 [略]

5 修学部分休業をしている教員は、現に承認を受けている修学部分休業の期間の一部について取消しを申請しようとするときは、あらかじめ修学部分休業取消申請書（様式第26号）を委員会に提出しなければならない。

(自己啓発等休業)

第23条 教員は、さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例（平成29年さいたま市条例第19号。以下この条において「自己啓発等休業条例」という。）第3条の規定により自己啓発等休業の承認の申請をしようとするときは、原則として当該自己啓発等休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、自己啓発等休業承認申請書（様式第27号）を確認書（様式第28号）とともに委員会に提出しなければならない。

2・3 [略]

4 教員は、自己啓発等休業条例第10条第1項の規定により大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について報告しようとするときは、自己啓発等休業状況報告書（様式第29号）を委員会に提出しなければならない。

5 [略]

(配偶者同行休業)

第24条 教職員は、さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第4号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第2条及び第5条の規定により配偶者同行休業の承認の申請をしようとするときは、原則として配偶者同行休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、配偶者同行休業承認申請書（様式第30号）を確認書（様式第31号）とともに委員会に提出しなければならない。

2 [略]

3 教職員は、配偶者同行休業条例第8条第1項の規定により、配偶者同行休業に係る状況について報告しようとするときは、配偶者同行休業状況報告書（様式第32号）を委員会に提出しなければ

<p>(研修)</p> <p>第25条 教職員は、教育公務員特例法第22条第2項の規定により勤務場所を離れて研修を行おうとするときは、研修承認願を校長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の承認を受けた教職員は、研修が終了したときは、速やかに研修報告書を校長に提出しなければならない。</p> <p>(氏名、住所等の変更)</p> <p>第27条 教職員は、氏名、住所等を変更したときは、氏名(住所)変更届により、速やかに、教育長に届け出なければならない。</p> <p>(兼職及び他の事業等の従事)</p> <p>第28条 教職員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業、事務若しくは営利企業等に従事しようとするときは、兼職(兼業)承認(許可)願により委員会に願い出なければならない。</p> <p>2 校長は、前項の兼職(兼業)承認(許可)願に、兼職(兼業)承認(許可)願(副申)を添付しなければならない。</p> <p>(専従許可)</p> <p>第29条 教職員は、登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務に専ら従事するため、地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定による許可を受けようとするときは、専従許可願により委員会に願い出なければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>ならない。</p> <p>(研修)</p> <p>第25条 教職員は、教育公務員特例法第22条第2項の規定により勤務場所を離れて研修を行おうとするときは、研修承認願(様式第33号)を校長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の承認を受けた教職員は、研修が終了したときは、速やかに研修報告書(様式第34号)を校長に提出しなければならない。</p> <p>(氏名、住所等の変更)</p> <p>第27条 教職員は、氏名、住所等を変更したときは、氏名(住所)変更届(様式第35号)により、速やかに、教育長に届け出なければならない。</p> <p>(兼職及び他の事業等の従事)</p> <p>第28条 教職員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業、事務若しくは営利企業等に従事しようとするときは、兼職(兼業)承認(許可)願(様式第36号)により委員会に願い出なければならない。</p> <p>2 校長は、前項の兼職(兼業)承認(許可)願に、兼職(兼業)承認(許可)願(副申)(様式第37号)を添付しなければならない。</p> <p>(専従許可)</p> <p>第29条 教職員は、登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務に専ら従事するため、地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定による許可を受けようとするときは、専従許可願(様式第38号)により委員会に願い出なければならない。</p> <p>2 [略]</p>
---	--

様式第1号から様式第38号までを削る。

## 附 則

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。